

永田デイサービスセンター
焼津市・藤枝市市介護予防・日常生活支援総合事業
指定第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社永田医療研究所が設置する永田デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する焼津市・藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下、「介護予防相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な介護予防相当サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 介護予防相当サービスの提供にあたって、閉じこもり予防や認知機能の低下を防ぐため、引きこもりがちな利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 介護予防相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な説明や指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 5 前4項のほか、焼津市・藤枝市が定める介護予防相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 介護予防相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 永田デイサービスセンター
- （2）所在地 焼津市関方67-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、介護予防相当サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上(常勤職員1名以上)

利用者及び家族の必要な相談に応じサービスの調整をし、並びに関係各機関と連携し、適切なサービスが提供されるよう役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の保健衛生及び生活介護及び機能訓練を行う。

(4) 介護職員 7名以上(常勤職員1名以上)

利用者の生活介護及び機能訓練を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上(常勤職員2名以上)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(6) その他職員

事務員、自動車運転手及び調理員等必要に応じて置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。

ただし、毎週日曜日、12月30日～1月3日(5日間)を除く。

(2) 営業時間 8時15分から17時15分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位 09時15分～16時20分

2単位 09時15分～16時20分

3単位 09時15分～15時20分

(介護予防相当サービスの利用定員)

第7条 介護予防相当サービスの利用定員は

1単位28名、2単位22名、3単位9名 以内とする。

(介護予防相当サービスの内容)

第8条 介護予防相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 機能訓練

- (4) レクリエーション
- (5) お食事の提供
- (6) 生活相談（相談・援助等） など

(利用料等)

第9条

通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、旧介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、焼津市・藤枝市が定める額とする。なお、当該通所介護または当該旧介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、1食 880円を徴収する。
- 3 使用した場合、おとなの教科書1冊 1,650円、パット1枚 110円、紙パンツ1枚 220円を徴収する。
- 4 その他、介護予防相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。また教養娯楽に係る費用については希望する場合のみ実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。
- 6 介護予防相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、

焼津市（大島～惣右衛門道路以北）、
藤枝市（谷稲葉インター～田沼街道以東、藤枝バイパス以南）、
岡部町（桂島以南）とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 利用者は介護予防相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐに職員にお申し出下さい。

(2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 利用者は、事業所の施設、設備等を本来の用途によって利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用によって原状に復するか、又は相当な代価を支払うものとします。

(5) 敷地内で喫煙はしないでください。

(6) 高額な現金、高価な物品の持ち込みはしないでください。

(7) 飲食物の持ち込みはしないでください。

(8) 職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動を行わないでください。

(9) 職員や他の利用者に対し、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等を行わないでください。

(10) 動物の持ち込みはできません。

(11) その他施設長や職員の案内に従って行動してください。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 介護予防相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する介護予防相当サービスの提供により事故が発生した場合は、

当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する介護予防相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 介護予防相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した介護予防相当サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護予防相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第17条 事業所は、適切な指定予防通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される

ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける
- (2) 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を開催する
- (3) 虐待防止委員会の委員長を事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする
- (4) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所は指定予防通所事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人及び家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(事業継続計画の策定等)

第20条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対する介護予防相当サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、介護予防相当サービスに関する記録を整備し、サービスを終了し

た日から5年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を焼津市・藤枝市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に介護予防相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程について改定した場合は、以下に記載する。

平成30年4月1日改定(営業日及び営業時間)(介護予防相当サービスの利用定員)

平成31年4月1日改定(営業日及び営業時間)

平成31年10月1日改定(利用料等)

令和5年4月1日(営業日及び営業時間)(利用料等)

令和6年4月1日(虐待防止に関する事項)

令和6年10月1日改定(食事費、実施地域、衛生管理等の変更、サービスにあたっての留意事項の項目の追加、ハラスメント防止に関する事項の追加、身体拘束等の原則禁止の追加、事業継続計画等の策定追加)

令和7年5月28日改定(サービス提供時間)

令和7年7月18日改定(その他運営に関する留意事項(記録の整備、終了日から5年間保存へ変更)、第三者評価の有無 追加。)

令和7年8月4日改定(第三者評価の有無 削除。)

令和8年2月1日改定(サービス提供時間)